

第十七号議案

例 江戸川区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の特例に関する条例
（区長及び副区長の給料の月額）

第一条 江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例第四号。以下「区長等給与条例」という。）第二条の規定にかかわらず、江戸川区長及び副区長の給料の月額は、江戸川区長にあつては区長等給与条例別表（一）に掲げる区長の給料の月額に百分の九十を乗じて得た額とし、副区長にあつては同表に掲げる副区長の給料の月額に百分の九十五を乗じて得た額とする。

（教育長の給料の月額）

第二条 江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十五号。以下「教育長給与条例」という。）第二条の規定にかかわらず、江戸川区教育委員会教育長の給料の月額は、同条に規定する給料月額に百分の九十五を乗じて得た額とする。

（適用除外）

第三条 前二条の規定は、区長等給与条例第四条及び教育長給与条例第四条に規定する地域手当、期末手当及び退職手当については、適用しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行の日から起算して三月を経過した日に、その効力を失う。

（説明）

江戸川区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の月額の特例を定める必要があるので、本案を提出いたします。